

明石市交通安全対策会議条例

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき、明石市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第26条第1項の規定により、明石市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 対策会議は、会長及び25人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員
- (2) 兵庫県知事の部内の職員
- (3) 兵庫県明石警察署長
- (4) 市長の部内の職員
- (5) 明石市教育委員会の教育長
- (6) 明石市消防長
- (7) 市民代表

(特別委員)

第4条 特別の事項を審議させるため必要があるときは、対策会議に特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。